

陸軍

連絡發第五九七六號

沖繩との通信について

昭和二十四年五月二十四日

復員局連絡課長

西部復員連絡局長
 福岡縣民生部世話課長
 熊本縣民生部世話課長
 鹿兒島縣民生部世話課長

殿

標題のことについて五月十九日に聯合軍總司令部から別紙の通りの指示があつたから通知する

別紙第一項の報告資料は其の都度當課に送付せられたい
 別紙第二項中朝鮮及臺灣在住の個人との通信については既に通知された通りであつて照會の手紙の安旨と回答とを英譯して當局から聯合軍總司令部に提出し照會者に傳達するように同司令部に依頼して
 いる

通知先 西後 福岡 熊本 鹿兒島 各世話課

74

沖繩との通信について

一 沖繩軍政下に在る官公署から直接に復員官署世話課に公文を以て通信するのは誤りであるから其の都度聯合軍總司令部に報告すること

一 沖繩在住の個人から復員官署、世話課に安否照會の手紙が來ることがあればかつて連絡した朝鮮臺灣在住家族に對する安否回答と同様の手続きにより聯合軍總司令部に依頼すること